



暗号資産とNFTは何が違う?
取引や売却したら確定申告が必要?!

暗号資産・NFTと確定申告

かつて仮想通貨と呼ばれた暗号資産を利用する人は年々増加傾向にあります。デジタルアートが高値で落札されたことが話題になったNFTも、音楽、ゲーム内のアイテム、電子書籍（マンガ含む）、トレーディングカードなどに紐づけできるものとして目覚ましく普及してきました。



これら暗号資産やNFTの取引を行った場合の税金はどうなるでしょうか？国税庁から課税方法に関する詳細な情報が提供されていない中、どのように確定申告するか戸惑いの声も多く聞こえてきます。国税庁が公表している情報を基に、暗号資産やNFTの取引をした場合の税金について解説します。

1 暗号資産・NFTの所得区分

個人の方のNFTやFTを用いた取引の所得区分は、給与所得、事業所得、一時所得、雑所得の4つに区分されます。

- (1) 役務提供の対価としてNFTやFTを取得した場合 …… 給与所得、事業所得または雑所得
- (2) 臨時・偶発的にNFTやFTを取得した場合 …… 一時所得
- (3) (1)及び(2)以外の場合 …… 雜所得

2 暗号資産の課税関係



① 暗号資産とは

インターネット上でやりとりできる財産的価値であり、一般的には暗号資産交換業者を介して入手・換金します。代金の決済手段や法定通貨（日本円や米国ドル等）との交換だけでなく、将来有望と思われる仮想通貨の価格上昇ないしは下落を見込んでの投機目的で取引されています。ビットコイン、イーサリアムなどが有名です。イーサリアムは、後から説明するNFTの取引で使用することができます。

② 税務上の取扱い

国税庁が令和3年12月に公表している「暗号資産に関する税務上の取扱いについて（FAQ）」では、次のように解説されています。

(1) 暗号資産を売却した場合

保有する暗号資産を売却（日本円に換金）した場合は、その暗号資産の譲渡価額とその暗号資産の譲渡原価との差額が所得金額となります。

(2) 暗号資産で商品を購入した場合

保有する暗号資産で商品を購入した場合、保有する暗号資産を譲渡したことになりますので、その暗号資産の譲渡価額とその暗号資産の譲渡原価との差額が所得金額となります。

*暗号資産同士を交換した場合も同様になります。

(3) 暗号資産の評価

暗号資産の評価は、総平均法または移動平均法のいずれかを選択した方法により計算した額となります。選択しない場合は、個人の方は「総平均法」で計算した額となります。個人の方が移動平均法を選択するためには、「所得税の暗号資産の評価方法の届出書」を税務署に提出する必要があります。

(4) 暗号資産と消費税

国内の暗号資産交換業者を通じた暗号資産の譲渡には消費税は課されません。非課税取引とされています。ただし、暗号資産交換業者に対して支払う仲介手数料は課税取引になります。

3 NFTの課税関係

① NFTとは

NFTの前に、**FT (Fungible Token)**:代替性トークンを理解する必要があります。トークンとは、ブロックチェーン技術を使用して発行した「暗号資産」などの総称ですが、例えばビットコインの場合、甲さんが保有する1BTCと乙さんが保有する1BTCは全く同じ価値ですから、甲さんと乙さんの1BTCを入れ替えても、何の支障もありません。……**代替性**

一方、**NFT (Non-Fungible Token)**:非代替性トークンは、ブロックチェーン技術を使っている点ではFTと同じですが、デジタル作品をNFTと結びつけ代替性のないものにして価値を持たせたもの(唯一無二のトークン)です。……**非代替性**

NFTはゲームアイテム、デジタルアート、コミュニティに参加する権利など、様々なものに活用されています。

② 税務上の取扱い

2022年11月現在、税法上においてNFTの定義や課税関係を示すものは無く、通達もありません。国税庁から公式見解として示されているものは、タックスアンサー No.1525-2「NFTやFTを用いた取引を行った場合の課税関係」だけです。NFTはトークンの保有者が持つ権利について自由に設計できるだけに課税関係を把握するのが難しいという面があり、デジタル作品をNFT化して発行・譲渡する場合も、単なる譲渡なのか、権利の設定なのかといった検討が必要になります。ここでは、一般的な課税関係についてご説明します。なお、今後、国税庁から課税関係を明らかにする税法等が示された場合は、それに基づき判断してください。

(1) NFTを売却した場合

キャピタルゲインと認められる場合は譲渡所得となります。

その年の譲渡収入がNFT譲渡収入だけだった場合は次のようになります。

$$\text{NFTの譲渡収入} - (\text{NFTの取得費} + \text{譲渡費用}) - \text{特別控除額} = \text{譲渡所得}$$

(注) NFTの譲渡が、営利を目的として継続的に行われている場合は、譲渡所得ではなく、雑所得または事業所得に区分されます。
また、譲渡したNFTが、譲渡所得の基となる資産に該当しない場合は、雑所得(規模等によっては事業所得)に区分されます。

(2) 時価が無いNFTを無償で取得した場合

時価が無いNFT(つまり、0円のNFT)を無償で取得した場合、取得時には特に課税関係は生じません。売却したときは、上記(1)の計算におけるNFTの取得費を0円として所得金額を計算します。

(3) 消費税の取扱い

NFTを売却した者が事業者である場合、内外取引の判定だけでなく、NFTに紐づいた資産や権利の売却が課税取引に該当するかどうかの判定が必要になります。

事業者でない個人の方が趣味で製作した作品をたまたま譲渡したような場合は、消費税は課税されません。

ワン
ポイント



国税庁は、ホームページに掲載している「暗号資産の計算書(総平均法用)」に入力すれば、簡単に所得金額を計算することができるとしています。しかし、取引数量が多い場合や海外の暗号資産交換業者を利用している場合などは、このツールで対応することは難しいと思われます。市販ソフトやExcelなどを利用して、投資家自身が取引履歴の管理を行い、損益計算する必要があります。NFT取引がある場合は、その内容やイーサリアム(ETH)との関連についても記録しておくことが求められるでしょう。

令和4年は、投機としてのうまみが薄らいだことにより暗号資産の取引量が大幅に減少しているものの、依然として税務当局の視線が注がれている分野です。税務調査によって無申告や過少申告が判明した場合には、各種ペナルティ(加算税、延滞税)が課せられるなど厳しい措置がとられますから、期限内に適正申告を行いましょう。